

政令第 号

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、水防法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第三十一号）の施行に伴い、並びに水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条の八第一項ただし書、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の四、第六十五条の三第一項、第二項及び第六項、第九十八条、第一百条第一項並びに第一条、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）第十九条の二第一項から第三項まで及び第四項（同法第十九条の四第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項及び第三項並びに第三十条の二第三項及び第五項、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十五条第一項第二号、司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第六十八条第一項並びに土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第六十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令の一部改正）

第一条 水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令（平成二十三年政令第四百二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 水防法施行令

本則中「水防法」を「法」に改め、本則を第二条とし、同条に見出しとして「（特定緊急水防活動）」を付し、同条の前に次の一条を加える。

（通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）

第一条 水防法（以下「法」という。）第十五条の八第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 浸水被害軽減地区内の土地の維持管理のために行う行為
- 二 仮設の建築物の建築その他の浸水被害軽減地区内の土地を一時的な利用に供する目的で行う行為（当該利用に供された後に当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用が当該行為前の状態に回復されることが確実な場合に限る。）

（河川法施行令の一部改正）

第二条 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条の六の次に次の二条を加える。

(国土交通大臣の施行する改良工事等)

第十条の七 法第十六条の四第一項の政令で定める改良工事等は、次に掲げるものとする。

一 ダム、導水路、放水路、捷水路その他これらに類する施設で国土交通大臣が指定するものに関する改良工事等（次号に掲げるものを除く。）

二 災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う改良工事

(国土交通大臣による河川管理者の権限の代行)

第十条の八 国土交通大臣は、法第十六条の四第一項の規定により特定河川工事を施行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、工事を行う河川の名称及び区間、工事の内容並びに工事の開始の日を公示しなければならない。工事の全部又は一部を完了し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、法第十六条の四第一項の規定により特定河川工事を行う場合においては、当該特定

河川工事に係る法第十七条から第十九条まで、第二十一条、第三十七条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二（第三項を除く。）、第七十四条及び第八十九条に規定する権限を都道府県知事等（法第十六条の四第一項の都道府県知事等をいう。第四項において同じ。）に代わって行うものとする。

3 前項に規定する国土交通大臣の権限は、第一項の規定により公示された河川の区間につき、同項の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、法第二十一条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二（第三項を除く。）、第七十四条並びに第八十九条第八項及び第九項に規定する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

4 国土交通大臣は、法第十八条、第六十六条又は第七十条の二第一項に規定する権限を都道府県知事等に代わって行つたときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事等に通知しなければならない。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（国土交通大臣の行う特定河川工事に要する費用についての都道府県等の負担）

第三十七条の二 都道府県等が法第六十五条の三第一項の規定により負担すべき金額は、特定河川工事に要する費用に係る負担基本額から、当該都道府県等の長が自ら当該特定河川工事を行うこととした場合に国が当該負担基本額を基準として当該都道府県等に交付すべき負担金又は補助金の額に相当する額を控除した額とする。

2 都道府県等が法第六十五条の三第二項の規定により負担すべき金額は、二級河川の修繕に要する費用の額（法第六十七条、第六十八条第二項又は第七十条の二第一項の規定による負担金があるときは、当該費用の額からこれらの負担金の額を控除した額）に相当する額とする。

第三十八条第二項中「第六十三条第三項」の下に「若しくは第六十五条の三第三項」を、「負担すべき負担金」の下に「又は同条第四項の規定により都道府県が負担すべき負担金」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国土交通大臣は、その行う法第十六条の四第一項の特定河川工事に要する費用の負担に関し、法第六十五条の三第一項又は第二項の規定によりその費用を負担すべき都道府県等に対し、その負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならない。

第四十一条第二項中「第十六条」の下に「から第十六条の三まで、第十七条」を、「第七十条の二」の下に「(第三項を除く。)」を加える。

第五十三条第三項中「法に」を「法及びこの政令に」に改め、同項ただし書中「第一号」を「第二号」に改め、同項中第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第十条の八第一項及び第四項の規定による権限

第五十三条第三項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第十六条の四第二項に規定する権限

第五十六条中「、第十六条の二、第十六条の三」を「から第十六条の四まで」に改め、「第六十五条の二」の下に「、第六十五条の三」を加える。

第五十七条の二中「、第三十八条第二項」を「、第三十八条第三項(法第六十三条第三項に係る部分に限る。)」に改め、同条の表中

読み替える規定	読み替えられる字
第十条の四第一項	都道府県知事である

読み替える字句

「

指定都市の長である

を

第十条の四第一項

都道府県知事であ

る  
指定都市の長である

に改め、同表第三十八条第二項の項中「第三十八条第二項」を「第

三十八条第三項」に改める。

第五十七条の三中「、第三十八条第二項」を「、第三十八条第三項（法第六十三条第三項に係る部分に

限る。）」に改め、同条の表中

第三条		読み替える規定
他の都府県知事	一の都府県知事	読み替えられる字

句	読み替える字句
	指定都市の長又は都道府県知事
	他の河川管理者

を

第三条	
一の都府県知事	他の都府県知事

指定都市の長又は都道府県知事
他の河川管理者

に改め、同表第三十八条第二項の項中「第三十八条第二項」を「第

三十八条第三項」に改める。

第五十七条の四中「第十条の六」を「第十条の八」に、「第三十八条第二項、」を「第三十八条第三項（法第六十三条第三項に係る部分に限る。）、「」に改め、同条の表第十六条の九の項を次のように改める。

第十六条の九第一項	
第十六条の三第一項又は前条第一項	前条第一項
第十六条の三第一項若しくは前条第一項	同項
竹木の流送若しくは物件	物件

第五十七条の四の表第十八条第二項第三号、第三十八条第二項の項中「第三十八条第二項」を「第三十八条第三項」に改める。



(独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正)

第三条 独立行政法人水資源機構法施行令(平成十五年政令第三百二十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十七条の四」に、「第四十二条」を「第四十二条の三」に改める。

第十四条の見出しを「(機構が行う特定施設の工事に係る河川管理者の権限等)」に改める。

第二章中第十七条の次に次の三条を加える。

(機構が行う特定改築等工事)

第十七条の二 法第十九条の二第一項の政令で定める特定改築等工事は、ダムに関する工事とする。

(機構が行う特定河川工事に係る河川管理者の権限等)

第十七条の三 機構が行う特定河川工事に関しては、機構は、河川法第十七条から第十九条まで、第二十

一条、第三十七条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二(第三項を除く)。

)、第七十四条及び第八十九条に規定する権限並びに水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律

(平成六年法律第八号。以下この条において「水道原水水質保全事業法」という。)第十四条第一項及

び第十六条に規定する権限を都道府県知事等(法第十九条の二第一項の都道府県知事等をいう。以下こ

の条並びに第四十二条の二第三項及び第五項において同じ。）に代わって行うものとする。

2 前項に規定する機構の権限は、次条の規定により公示された河川の区間につき、同条の規定により公示された工事の開始の日から工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができるものとする。ただし、河川法第二十一条、第六十六条から第六十八条まで、第七十条第一項、第七十条の二（第三項を除く。）、第七十四条並びに第八十九条第八項及び第九項並びに水道原水水質保全事業法第十四条第一項及び第十六条に規定する権限については、工事の完了又は廃止の日後においても行うことができる。

3 第一項の規定により機構が負担させる河川法第六十七条、第六十八条第二項、第七十条第一項若しくは第七十条の二第一項又は水道原水水質保全事業法第十四条第一項の規定に基づく負担金は、機構の収入とし、機構は、河川法第七十四条第三項の納付義務者又は水道原水水質保全事業法第十六条第三項に規定する者が負担金及び延滞金を納付しない場合においては、国税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

4 第一項の規定により機構が都道府県知事等に代わって権限を行う場合において、河川法第十八条の他の工事の施行者若しくは他の行為の行為者、同法第十九条の他の工事の目的である工作物の管理者又は

同法第六十七条、第六十八条第二項若しくは第七十条第一項の費用を負担する者が国又は地方公共団体であるときは、機構は、あらかじめ、これらの者に協議しなければならない。

5 第一項の規定により機構が負担させる河川法第七十条第一項の規定に基づく負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法又は同法第七十条の二第一項の規定に基づく負担金の徴収方法については同法第七十条第二項又は第七十条の二第三項の規定に基づく都道府県知事等が統括する都道府県又は指定都市（以下この項において「都道府県等」という。）の条例の規定を、第一項の規定により機構が負担させる水道原水水質保全事業法第十四条第一項の規定に基づく負担金の徴収方法については同条第三項の規定に基づく都道府県等の条例の規定を、それぞれ準用する。

6 機構は、河川法第十八条、第六十六条又は第七十条の二第一項に規定する権限を都道府県知事等に代わって行ったときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事等に通知しなければならない。

（特定河川工事に関する公示の方法）

第十七条の四 法第十九条の二第三項又は同条第四項（法第十九条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、工事を行う河川の名称及び区間、工事の内容並びに工事の開始の日又は工

事の完了若しくは廃止の日を官報に掲載してするものとする。ただし、緊急の必要がある場合において官報に掲載して公示をするいとまがないときは、他の適当な方法によることができる。

第二十五条第二項中「及び次条」を「、次条及び第四十二条の三第二項」に改める。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 前条の規定により水資源開発施設又は愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の支払方法については、第三十一条（水道等負担金に係る部分に限る。）の規定を準用する。

第三章中第四十二条の次に次の二条を加える。

（特定河川工事に要する費用の範囲等）

第四十二条の二 法第三十条の二第一項の費用の範囲は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 河川管理施設の改築に要する費用 実施計画調査費、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費
- 二 河川管理施設の修繕に要する費用 維持修繕費、事務取扱費及び附属諸費

三 河川管理施設の災害復旧工事に要する費用 本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費

2 前項第三号に規定する費用には、国土交通大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替えその他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

3 法第三十条の二第四項の規定により都道府県又は指定都市が支払うべき額（二級河川の修繕に係るものを除く。）は、第一項の費用の額（第十七条の三第三項に規定する負担金があるときは、当該負担金の額を控除した額。以下この項において「負担基本額」という。）から、当該都道府県又は指定都市を統括する都道府県知事等が自ら特定河川工事を行うこととした場合に国が当該負担基本額を基準として当該都道府県又は指定都市に交付すべき負担金又は補助金の額を控除した額とする。

4 法第三十条の二第四項の規定により都道府県又は指定都市が支払うべき額（二級河川の修繕に係るものに限る。）は、第一項の費用の額（河川法第六十七条、第六十八条第二項又は第七十条の二第一項の規定に基づく負担金があるときは、当該負担金の額を控除した額）に相当する額とする。

5 法第三十条の二第四項の規定による支払の方法は、機構が都道府県知事等と協議して定めるものとする。

(特定河川工事の実施に要する費用について適用する法律の規定)

第四十二条の三 法第三十条の二第三項の規定により機構を補助事業者等とみなして適用する補助金等に  
係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の規定は、同法第十条第三項及  
び第二十五条の規定以外の規定とする。

2 法第三十条の二第三項の規定により機構を地方公共団体とみなして適用する負担法の規定は、負担法  
第三条から第四条の二まで、第九条第二項、第十一条第三項及び第十三条の規定以外の規定とする。

附則第七条第三項中「(昭和三十年法律第七十九号)」を削る。

(租税特別措置法施行令の一部改正)

第四条 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二十項第二号及び第三十九條第十七項第二号中「第二十八條第二項」を「第二十八條第三  
項」に改める。

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第五条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第十八号の五を第十八号の六とし、第十八号の四の次に次の一号を加える。

十八の五 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十五条の八第一項

(都市緑地法施行令の一部改正)

第六条 都市緑地法施行令(昭和四十九年政令第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「第四号」を「第五号」に改める。

(司法書士法施行令及び土地家屋調査士法施行令の一部改正)

第七条 次に掲げる政令の規定中「第三号」を「第四号」に改める。

一 司法書士法施行令(昭和五十三年政令第三百七十九号)第四条第十三号

二 土地家屋調査士法施行令(昭和五十四年政令第二百九十八号)第四条第十三号

附 則

(施行期日)

1 この政令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月十九日）から施行する。

（独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 第三条の規定による改正前の独立行政法人水資源機構法施行令第三十六条第一項又は第二項に規定する負担金で、この政令の施行前に第三条の規定による改正前の同令第三十七条第一項の規定に基づきその支払が開始されたものについては、その支払方法を当該年度支払の方法によることとするにつき、この政令の施行の日において第三条の規定による改正後の同令第三十七条において準用する同令第三十一条第四項の認可を受けたものとみなす。



## 理由

水防法等の一部を改正する法律の施行に伴い、浸水被害軽減地区内の土地における届出を要しない行為を定めるとともに、国土交通大臣が行うことができる河川の改良工事又は修繕及び独立行政法人水資源機構が行うことができる河川管理施設の改築又は修繕に関する工事を定める等関係政令の規定について所要の整備等を行う必要があるからである。